

# 民法・商法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。  
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1ページ、商法の問題は2ページにあります。

# 民 法

〔設例〕の事案につき、(1) から (3) までの設問に答えよ。

〔設例〕 A は、生命保険会社 V の保険外務員 B に勧められて、自己の意思に基づき、自己を保険契約者とする生命保険契約を、妻 C の記載した申込書を用いて締結した。

金に困っていた B は、C と懇意であるのを利用して C から金銭を騙取しようと考え、昼休みに V 社の制服姿で C を訪ね、「顧客から預かったお金を盗まれてしまった。今日中にその顧客にお金を届けないと、免職になってしまう。助けてほしい。」などと虚偽の事実を述べながら懇請し、そのような大金はないと言う C に対し、「契約者貸付けといって、生命保険の契約者は解約返戻金額の範囲内で一定額の金銭の貸付けを受けることができる制度があるから、その制度を使えばお金をつくってもらえることができる。」と説明した。

そこで C は、B に言われるまま、A に無断で貸付請求書を作成し、A に無断で保険証書を持ち出し、B と共に V 社まで行き、契約者貸付けの申込みをした。申込みを受けた担当者 D は、C の本人確認、保険契約申込書の署名・印影と貸付請求書の署名・印影との一致確認のうえ、保険契約者 A の請求があったものとして、貸付金を C に交付した。

B は C からその貸付金を受け取ってそのまま行方をくらましたため、さすがの C も騙されたことに気づいて A に相談し、A は、さっそく、V 社の担当者に B による金銭騙取の被害を受けたことを説明した。

〔設問〕

- (1) A は、V に対して貸付金返還義務を負うか。
- (2) 仮に A が V に対する貸付金返還義務を負うとして、その場合に、A は、民法 715 条に基づき V に対する損害賠償請求権を取得するか。
- (3) A・V 間の生命保険契約に基づく将来の満期保険金支払請求権を差し押さえた P が、その満期期日の到来を待って、V に対して満期保険金の取立請求（民事執行法 155 条）をする場合、V は、どのように争うことができるか。

以 上

# 商 法

〔問題〕

甲会社は不動産の賃貸・管理等を目的とする株式会社であり、その貸借対照表上の資本金は 5,000 万円、資産総額は 10 億円の会社である。甲会社の定款には、譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めはない。

甲会社の代表取締役 A は、自己の遊興費に充てるため、その所有するゴルフクラブ会員権（以下「本件会員権」という。）を甲会社に売却したいと考えている。なお、甲会社の役員には、代表取締役 A のほか、従業員の B と C が取締役、A の妻 D が監査役にそれぞれ就任している。

以上の事実を前提に、下の小問に答えなさい。

[小問 1] A が本件会員権を甲会社に売却する場合、必要な会社法上の手続きを説明しなさい。

[小問 2] A が会社法の定める手続きに従って本件会員権をゴルフクラブ会員権の相場価格である 2,000 万円で甲会社に売却した後、リーマンショックが発生してゴルフクラブ会員権の相場価格が暴落した。本件会員権についても価格が大幅に下落して回復が見込めないため、甲会社は本件会員権を 1,200 万円で売却した。

A の甲会社に対する責任を論じなさい。

以 上